

中野区の人権教育について

1 人権教育

学校教育における人権教育の推進に当たっては、「人権教育プログラム(学校教育編)」(東京都教育委員会)や「中野区人権教育推進委員会 人権教育推進資料」(中野区教育委員会)等を、人権教育に関する実践的な手引きとして、各学校が多様な教育活動に基づいて効果的に取り組んでいる。

人権教育は、以下の人権課題を網羅した「人権教育プログラム(学校教育編:東京都教育委員会作成)」を手引として、中野区のテーマを決めて、教育委員会及び各校と協力して取り組んでいる。

【人権課題】

(1) 女性	(11) 北朝鮮による拉致問題
(2) 子供	(12) 災害に伴う人権問題
(3) 高齢者	(13) ハラスメント
(4) 障害者	(14) 性同一性障害者
(5) 同和問題	(15) 性的指向
(6) アイヌの人々	(16) 路上生活者
(7) 外国人	(17) 様々な人権課題
(8) HIV感染者・ハンセン病患者等	※「人権教育プログラム(学校教育編)」(令和4年3月 東京都教育委員会)
(9) 犯罪被害者やその家族	
(10) インターネットによる人権侵害	

2 具体的な取り組み

1. 各学校

中野区立学校では、児童・生徒が発達の段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう、人権教育の全体計画及び年間指導計画を作成し、計画的・系統的に指導を行っている。

2. 中野区人権教育推進委員会

中野区内の人権教育を推進するため、中野区の現状に即した人権課題(個別的な視点からの取組)について実践授業を行い、その指導事例をまとめた「人権教育推進資料(別添)」を作成し、各区立学校へ配布している。

3. 東京都人権尊重教育推進校

人権尊重教育推進校が、2年間の人権教育に関する研究・実践の成果について研究発表を行うなど他校への普及・啓発に努め、あらゆる偏見や差別の解消及び人権教育の一層の充実を図っている。(令和4・5年度推進校:明和中学校)